

訪問診療・往診の ご案内

新潟南病院では

おひとりで病院に通うことが困難な患者さんのご自宅や施設に訪問し
訪問診療・往診を行なっています。

また、住み慣れた自宅や施設で可能な範囲の医療を受け
そして最期はそこで迎えたい・看取ってあげたい
という思いにも向きあっています。



お問い合わせ先

☎代表 (025) 284-2511

平日 9時～17時



新潟南病院 訪問診療

1. 訪問診療・往診とは

「訪問診療」とは、

お住まいのご自宅や施設に

月に1～4回 定期的・計画的に訪問し診療することです。

「往診」とは、

病状が悪くなったときに臨時で訪問し診療することです。

2. 当院の訪問診療・往診について

(1) 訪問の時間帯

- 基本的に、平日の午前中に訪問します。

(2) 訪問先について

- 新潟市中央区とその周辺の、ご自宅や施設に訪問します。
- 施設によっては訪問できない場合があります。

(3) 急に具合が悪くなった場合

- 当院に電話をください。患者さんの状態や時間帯に応じて、往診あるいは当院へ受診していただき、必要時には入院するなどの対応をいたします。

『往診のみ』のご依頼には、対応しておりません。

(4) お薬について

- 院外処方箋を発行します。ご希望があれば、調剤薬局に訪問服薬指導を依頼することも可能です。



3. ご自宅や施設でのお看取りについて

住み慣れた自宅や施設で可能な範囲の医療を受け、そして最期はそこで迎えたい、看取ってあげたいというお気持ちにも寄り添います。

ケアマネージャーや訪問看護ステーションなどと連携して、介護するご家族の負担も考慮しながらサポートいたします。

4. 料金・会計方法について

(1) 料金について

- ・訪問診療料、各種管理料・指導料、交通費、必要時の検査料・往診料です。
- ・交通費は、病院からの距離に応じて、往復200～1600円＋消費税がかかります。

(例)

医療費自己負担割合 1割の場合		1ヶ月の訪問回数・料金	
		1回	2回
訪問先	自宅	約4000円	約6500円
	施設	約2000～2500円	約3500～4500円
往診料： 往診1回あたり720円			

- ・重度心身障がい者医療費助成事業（県障）や身体障がい者手帳（1～3級）をお持ちの方は、1回あたり 530円＋交通費 です。
- ・要介護認定を受けている方には、医師が **居宅療養管理指導** を行ないます。1ヶ月あたり600円程度の居宅療養管理指導費が、上記とは別にかかります。

医師が行う居宅療養管理指導とは

身体の状態を居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに提供し、より適した居宅サービスが受けられるよう、医学的管理に基づいて援助や助言をすることです。

(2) 会計方法について

- ・銀行口座からの自動引き落とし（別途 銀行手数料がかかります）
- ・当院会計窓口でのお支払い があります。

5. 契約の際に必要なもの

- 健康保険被保険者証
- 介護保険負担割合証、介護保険被保険者証（要介護認定を受けている方）
- 印鑑
- お薬手帳
- 銀行口座引き落としの場合、銀行印と支店名・口座番号（後日でも可能です）